

## 田舎館村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月10日(水) 午前8時57分から9時33分

2. 開催場所 田舎館村役場3階「リハーサル室」

3. 出席委員

農業委員(10名)

会長	10番	福士	眞規
会長職務代理者	1番	葛原	慶仁
委員	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	7番	工藤	浩司
	8番	田澤	隆
	9番	白戸	陽平

農地利用最適化推進委員(6名)

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第32号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第33号 農用地利用集積計画の決定について

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 竹内 哲也

事務局次長 佐藤 勝彦

7. 会議の概要

事務局 ただいまより、12月の定例総会を開催いたします。  
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議をはじめたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員10名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。9番の白戸陽平委員と1番の葛原慶仁委員を指名します。

書記には、事務局の竹内・佐藤の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第32号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第32号について説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が2件、賃貸借権設定が1件です。

【議案第32号、所有権移転の整理番号21・22、賃貸借権設定の整理番号8について説明】

3ページの所有権移転の整理番号21については、田舎館地区にある産直施設の田さ恋いむらから東側約130mに位置する農地で、母親から子供へ贈与するものであります。

整理番号22については、川部駅から南西約550mに位置する農地であります。

譲渡人自らの耕作が困難であることから、隣接地を耕作する譲受人が取得するものであります。

次に、4ページの賃貸借権設定の整理番号8については、枝川地区中心部から南側約400mに位置する農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難であることから、隣接地を耕作する賃借人が、借りるものであります。

以上、これらの案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

※農地法第3条第2項各号に該当する場合は、許可をすることができない。

会長 議案の審議に入ります。

議案第32号に対して、意見、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 無いようですので、議案第32号は議案のとおり決定することとします。

次に、議案第33号に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条及び田舎館村農業委員会会議規則第10条により「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、9番の白戸陽平委員、推進委員の工藤秀範委員、鈴木秀樹委員、白戸卓郎委員は、審議終了までの退席をお願いします。

また、議案第33号に、事務局の竹内局長に係わる案件もありますので、竹内局長も退席をお願いします。

(白戸陽平委員、工藤秀範委員、鈴木秀樹委員、白戸卓郎委員、竹内局長 退席9:05)

議案に入ります。

議案第33号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が3件、賃貸借権設定が11件です。

【議案第33号、所有権移転の整理番号30～32、賃貸借権設定の整理番号89～99について説明】

6ページの所有権移転の整理番号30については、諏訪堂地区中心部から北西約430mに位置する農地であります。

譲渡人自らの耕作が困難となったことから、隣接地を耕作する譲受人が取得するものであります。

整理番号31については、諏訪堂地区中心部から北側約450mに位置する農地であります。

これまで、賃貸借権設定により譲受人が借りていた農地ですが、今後も譲渡人自らの耕作が困難であることから、売買することとなったものであります。

整理番号32については、前田屋敷地区中心部から南西約410mに位置する農地であります。

既に、譲受人が利用している農地で、今後も譲渡人自らの耕作が困難であることから、売買するものであります。

7ページの賃貸借権設定の整理番号89については、高田地区中心部から南東約820mに位置する農地であります。

期間満了となることから更新するものであります。

次に、8ページの整理番号90から11ページの整理番号99については、中間管理事業による賃貸借権設定です。

8ページの賃貸借権設定の整理番号90については、田舎館地区の産直施設の田さ恋いむらから東側約130mに位置する農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難であることから、隣接地を耕作する賃借人が借受けるものであります。

整理番号91については、役場から南側約470mと田舎館地区中心部から南南東約550mに位置する農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難であることから、隣接地を耕作する賃借人が借受けるものであります。

整理番号92については、役場から南南西約430mに位置する農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難であることから、近い場所にある農地を耕作する賃借人が借受けるものであります。

9ページの整理番号93については、諏訪堂地区中心部から南西約410mに位置する農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難であることから、隣接地を耕作する賃借人が借受けるものであります。

整理番号94については、境森地区中心部から北側約500m、同じく境森地区中心部から北北西約400mと780mに位置する農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難となったことから、隣接地を耕作する賃借人が借受けるものであります。

整理番号95については、境森地区中心部から北西約780mと同じく境森地区中心部から西北西約900mに位置する農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難となったことから、隣接地を耕作する賃借人が借受けるものであります。

10ページの整理番号96については、境森地区の東側に隣接する農地と境森地区中心部から南側約220mに位置する農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難となったことから、隣接地を耕作する賃借人が借受けるものであります。

整理番号97については、境森地区中心部から南側約260mに位置する農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難となったことから、隣接地を耕作する賃借人が借受けるものであります。

整理番号98については、高樋地区の東側に隣接する農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難であることから、隣接地を耕作する賃借人が借受けるものであります。

11ページの整理番号99については、諏訪堂地区の南東側に隣接する農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難であることから、近い場所を耕作する賃借人が借受けるものであります。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。  
議案第33号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第33号は議案のとおり決定することとします。

(白戸陽平委員、工藤秀範委員、鈴木秀樹委員、白戸卓郎委員、竹内局長  
着席9:13)

次に、報告第10号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。

事務局より説明願います。

事務局 報告第10号について説明いたします。

【報告第10号について説明】

会 長 報告ですが、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、報告第10号を終わります。  
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。  
ありがとうございました。

前記のとおり会議の次第を記録し、相違ないことを認証し署名押印する。

令和3年12月10日

田舎館村農業員会

会 長

福 士 真 規 

議事録署名者

委 員

葛 原 慶 仁 

委 員

白 子 陽 平 